

まかせて安心！充実の補償内容！！

自動車共済



 **今すぐお電話を！** **お見積もり無料です！！**

お見積もりの際には、現在ご契約の自動車保険証券等をお手元にご用意ください。



西日本自動車共済

ご自身と搭乗者などの補償

事故により
死傷されたとき



基本補償

- ◆ 人身傷害共済
- ◆ 搭乗者傷害共済

特約(自動セット)

- 無共済車傷害特約
- 自損事故傷害特約

特約(オプション)

- 搭乗者傷害共済の医療共済金倍額払特約
- 傷害危険の被共済自動車搭乗中のみ補償特約

人身傷害共済



自動車事故により、ご契約のお車または「他の自動車」に搭乗中や歩行中などで死傷された場合、自動車共済普通共済約款の人身傷害条項損害額基準により算出された共済金をお支払いします。お支払いの対象となる事故の範囲は、お選びいただくご契約タイプ（下表）によって異なります。

① 記名被共済者やそのご家族の歩行中の事故でも補償します（法人契約を除きます。）

○：補償します ×：補償しません

ご契約タイプ	共済金をお支払いする事故	ご契約のお車に搭乗中の事故でケガをした	「他の自動車」に搭乗中の事故でケガをした	歩行中や、自転車乗車中に自動車にはねられた
基本補償		○	○	○
ご契約車搭乗中のみ補償 (法人契約は自動セットとなります。)		○	×	×

- 人身傷害共済をご契約の被共済者が自損事故を起こされた場合、被共済者に生じた総損害額^{※1}に対し人身傷害共済から、人身傷害共済のご契約金額を限度に共済金をお支払いします。
- 記名被共済者が「個人」の場合は、「傷害危険の被共済自動車搭乗中のみ補償特約」をセットすると、ご契約車搭乗中のみ補償となります。

② 当組合が被共済者の過失分も含めて、全額補償します。

交通事故で負ったケガなどの総損害額^{※1}をご契約金額の範囲内でまとめて補償します。

③ 事故相手との面倒な交渉は不要です。

示談交渉の経過や結果に関係なく、当組合が被共済者の総損害額^{※1}に対し直接共済金をお支払いします。

例 事故で相手との過失割合がお客さま30%、相手方70%で、お客さまの総損害額が5,000万円だった場合。(ご契約金額は無制限)

人身傷害を付けていない

人身傷害を付けている



※1：総損害額の決定は、普通共済約款(別紙)「人身傷害条項損害額基準」に基づき、当組合で行わせていただきます。

④ 次の方々も補償の対象となります。

- 記名被共済者
- 記名被共済者の配偶者
- 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
- 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚のお子さま
- ①～④以外の方で、ご契約車の正規の乗車装置または当該装置のある室内に搭乗中の方

- 自動車損害賠償保障法上の保有者、運転者も、ご契約のお車の運行に起因する損害賠償請求権が発生しない事故の場合に限り対象となります。
- 業務として自動車を受託している自動車取扱業者を除きます。

総損害額の例

年齢	被扶養者	死亡された場合	重度後遺障害 ^{※2}
55歳	あり(2名の場合)	6,000万円	1億1,000万円
	なし	5,000万円	1億1,000万円
45歳	あり(2名の場合)	7,000万円	1億4,000万円
	なし	6,000万円	1億4,000万円
35歳	あり(2名の場合)	7,000万円	1億4,000万円
	なし	6,000万円	1億4,000万円
25歳	あり(2名の場合)	6,000万円	1億3,000万円
	なし	5,000万円	1億3,000万円

※2：普通共済約款(別表1)後遺障害等級表の後遺障害が生じた場合をいいます。

搭乗者傷害共済

ご契約のお車に搭乗中の方（運転者を含みます）が自動車事故により、事故発生からその日を含めて180日以内に死傷されたり、身体に後遺障害が生じた場合に共済金をお支払いします。



医療共済金 (部位・ 症状別払)	入通院が5日未満 一律1万円	死亡	死亡共済金	死亡された場合にお支払いします。 (ご契約金額)	
	入通院が5日以上 傷害の部位、症状に 応じて、普通共済約 款(別表2)「医療共 済金支払額基準」に 従い共済金をお支 払いします。	後遺障害	後遺障害共済金	後遺障害が生じた場合は障害の程度に応じてお支払いします。	
			重度後遺障害 特別共済金	重度の後遺障害で、 かつ介護が必要と認 められた場合	ご契約金額の10%をお支払いします。 (100万円限度)
			重度後遺障害 介護費用共済金		後遺障害共済金額の50%をお支払いします。 (500万円限度)

ご自身と搭乗者などの補償

搭乗者傷害共済の医療共済金倍額払特約

搭乗者傷害共済の医療共済金（部位・症状別払）の額を2倍にしてお支払いします。

ご契約のお車がバスの場合は、本特約をセットできません。

医療
共済金が
2倍



医師による治療のために病院または診療所に入院または通院した日数の合計	お支払いする医療共済金	
	特約セットなし	特約セットあり
① 5日以上	「医療共済金支払額基準」に定める 部位・症状別入院共済金の額	左記の金額の2倍
(例) 一脚の大腿骨骨折の場合	50万円	100万円 (50万円×2)
② 上記①以外 (5日未満など)	1万円	2万円

対人賠償共済に自動セット

自損事故傷害特約

電柱などとの衝突または崖からの転落など、ご契約のお車の運転者・同乗者が死傷された場合で、自賠責共済（保険）から補償が受けられない場合に共済金をお支払いします。



死亡共済金	死亡された場合に、1,500万円をお支払いします。
後遺障害共済金	後遺障害が生じた場合に、障害の程度に応じて50万円～2,000万円をお支払いします。
介護費用共済金	所定の重度後遺障害が生じ、介護が必要と認められる場合に、200万円をお支払いします。
医療共済金	入院された場合に、治療が必要と認められない程度になおった日までの治療日数に応じて、次の金額をお支払いします (100万円限度)。 入院日数1日につき6,000円 通院日数1日につき4,000円

人身傷害共済をセットされたご契約には、本特約はセットされません。

対人賠償共済に自動セット

無共済車傷害特約

相手方が不明・無共済（無保険）自動車との事故でご契約のお車の運転者・同乗者が死亡または後遺障害が生じた場合で、相手方から十分な補償が得られない場合に共済金をお支払いします。

無共済車



1. 死亡・後遺障害の場合のみ共済金をお支払いします。傷害のみ場合は補償の対象外となります。
2. 記名被共済者が「個人」の場合、歩行中などの無共済（無保険）自動車との事故でも共済金をお支払いします。
3. 相手方が負担すべき損害賠償額についてすでに人身傷害共済金が支払われている場合は、そのお支払額を差し引いてお支払いします。

◎主な免責事由（共済金をお支払いできない主な場合）【ご自身と搭乗者などの補償（人身傷害共済・搭乗者傷害共済）】

【人身傷害・搭乗者傷害共済共通】●日本国外で生じた事故による損害または傷害●戦争・外国の武力行使・暴動、地震もしくは噴火またはこれらによる津波、核燃料物質等により生じた損害または傷害●ご契約のお車を競技・曲技に使用中またはこれらを目的とする場所で使用中に生じた損害または傷害●被共済者、共済金を受け取るべき方の故意または重大な過失によりその本人に生じた損害または傷害●被共済者が次のいずれかの状態でお車を運転中に生じた事故によりその本人に生じた損害または傷害①無免許運転②道交法第65条第1項に定める酒気帯び運転（酒気帯び運転とみなされる状態を含みます。）③麻薬等運転●被共済者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為によりその本人に生じた損害または傷害●被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失によりその本人に生じた損害●極めて異常かつ危険な方法でお車に搭乗中の方に生じた損害または傷害 など

【人身傷害共済対象】●ご契約のお車以外の自動車に競技・曲技のために搭乗中またはこれらを目的とする場所で搭乗中に生じた損害●被共済者がお車の使用について正当な権利を有する方の承認を得ないでお車に搭乗中にその本人に生じた損害 など【搭乗者傷害共済対象】●被共済者がご契約のお車の使用について正当な権利を有する方の承認を得ないでお車に搭乗中にその本人に生じた傷害 など